

(請 求 人) 様

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 下 田 英 人

住民監査請求に基づく監査結果について（通知）

令和 6 年 8 月 2 日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査結果を通知します。

記

第 1 請求の受理

令和 6 年 8 月 2 日付けで提出のあった「湧別町長刈田智之氏に関する措置請求」は、所定の法定要件を具備しているか否かを審査し、同日に受理した。

第 2 請求の要旨

山本栄子議員が北湧印刷の共同経営者であることから地方自治法第 92 条の 2 及び公職選挙法第 104 条に違反している。

①令和 5 年 3 月より地方自治法施行令第 121 条の 2 にて 1 会計年度 300 万円までの請負契約が認められているが、その以前である令和 5 年 1 月 13 日から 2 月 28 日までに北湧印刷が 310,375 円の印刷業務を請け負っており、違法である。

310,375 円に付加価値部分の 10 分の 3 を乗じた 93,112 円の損害を湧別町に与えている。

②北湧印刷は令和 5 年 10 月 5 日から 11 月 10 日までに 413,600 円の印刷業務を請け負っているが、インボイス未登録事業者であり、湧別町が違法に消費税を支出している。

413,600 円に消費税 10 分の 1 を乗じた 41,360 円の損害を湧別町に与えている。

①②について、山本栄子議員（北湧印刷）に湧別町長が請求することを、監査委員は勧告せよ。

③山本栄子議員は印刷業を廃業しており、インボイス無届を認識し抵触することを知らながらインボイス施行後、印刷業務を 413,600 円受注したため、刑法第 246 条の「人を欺いて財物を交付させた者」に該当するため、執行者刈田智之町長に山本栄子議員を相手方とする刑事告訴で請求することを、監査委員は勧告せよ。

第3 監査の実施

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与える旨通知し、同年9月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人の陳述内容は、おおむね、請求者の請求内容のとおりである。

2 監査対象事項

請求人は、山本栄子議員が共同経営者である北湧印刷との請負業務が違法な契約であるとして93,112円を、インボイス未登録による損害額として41,360円を山本栄子議員（北湧印刷）に対し湧別町長が請求するよう監査委員が勧告すべきと求めている。

3 監査の対象部局

湧別町を監査対象部局とし、会計管理者及び出納課職員、住民税務課職員より事情聴取を行った。

(1) 会計管理者及び出納課職員の事情聴取

会計管理者及び出納課職員より事情聴取を行い、事実の確認を行った。

(2) 住民税務課職員の事情聴取

住民税務課職員より事情聴取を行い、事実の確認を行った。

第4 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

①北湧印刷との業務発注については、湧別町一般競争入札参加資格者として登録されており、入札等手続きなどにも問題はなく、発注内容に対する適正な納入が行われていた。

そもそも、町が発注業務を行うに際し、相手が議員か否かは発注側である町の問題ではなく、受注者が地方自治法第92条の2の兼業禁止にあたるかの問題である。

このことから、不当な財務会計上の行為にはあたらないと判断した。

なお、山本栄子議員が地方自治法第92条の2議員の兼業禁止に該当するか否かについては、地方自治法第127条において議会が判断するものであるが、共同経営者となりえるかについては次のとおり判断したので申し添える。

請求者は山本栄子議員が北湧印刷の共同経営者であるのに、町の印刷業務等を受注していることが違法であるとの申出であるが、湧別町ホームページ掲載の物品等競争入札参加資格者名簿にもあるように、代表者は夫である山本昇氏である。

実質的にも山本昇氏が主として業務に対する入札、作業打ち合わせ、納品等を行っていることは担当職員に確認しており、また山本昇氏は専従者給与の支払、山本栄子議員は専従者給与の所得を申告していることも住民税務課職員に確認した。

陳述により請求者から国民健康保険が同一の保険であることから共同経営者であるとの申出があったが、国民健康保険は世帯ごとに加入する制度であり、家族が別々の事業を営んでいたとしても、世帯として国民健康保険に加入となる

のは通常のことである。

また、地方自治法第 117 条により議員の配偶者も直接利害関係がある事件としてあつかうとの発言があったが、地方自治法第 117 条は議会の議決に際し近親者の議事への参与を禁ずるものであり、その他の事例に適用するものではない。

【別添参考資料（「注釈地方自治法」の一部）を添付する。】

これらを踏まえ、山本栄子議員は北湧印刷の共同経営者とはいいがたい。

②インボイス制度は令和 5 年 10 月から施行されているが、登録は自己申告であり、北湧印刷は登録をしておらず、未登録事業者であった。

しかし、未登録事業者であっても消費税は請求することができ、また請求先も消費税を支払うものである。（国税局インボイスコールセンターに確認済み）

このことから町が消費税を支払うことは、不当な財務会計上の行為にはあたらない。

なお町は消費税申告が不要であることから、インボイス交付は求めておらず、税制上も町に不利益になることはない旨も同様に確認している。

①②により、町に損害を与えた事実はなく、請求人の主張に理由がないものと判断し、本件措置請求はこれを棄却する。

なお、③の刑法による告訴の判断は、地方自治法に定める監査委員の職務権限になじまず、住民監査請求にて判断するものではないことから、却下とする。